

帯広圏都市計画区域（帯広市）における用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定について

建築基準法第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、別表第3（に）欄の5の項、第56条第1項第2号ニの規定に基づく数値を次のように定める。

区域番号	位置	区域面積 (ha)	法52条第1項第6号の規定による数値 (容積率)	法53条第1項第6号の規定による数値 (建ぺい率)	法別表第3（に）欄の5の項の規定による数値 (道路斜線勾配)	法第56条第1項第2号ニの規定による数値 (隣地斜線勾配)
帯—1	帯—2から帯—12を除く区域	5,793	8/10	5/10	1.5	2.5
帯—2	西24条南5～6丁目の各一部	11	20/10	6/10	1.5	2.5
帯—3	西24条南6丁目の一部	2.4	20/10	6/10	1.5	2.5
帯—4	空港南町の一部	3.1	20/10	6/10	1.5	2.5
帯—5	別府町南13線の一部	16	20/10	6/10	1.5	2.5
帯—6	川西町の一部	2.5	20/10	6/10	1.5	2.5
帯—7	川西町西3線の一部	10	20/10	6/10	1.5	2.5
帯—8	川西町西2線西3線の各一部	22	20/10	6/10	1.5	2.5
帯—9	別府町南18線零号の一部	24	20/10	6/10	1.5	2.5
帯—10	川西町西3線西4線の各一部	30	20/10	6/10	1.5	2.5
帯—11	川西町基線の一部	47	20/10	6/10	1.5	2.5
帯—12	愛国町基線大正町基線の各一部	40	20/10	6/10	1.5	2.5

「区域は総括図表示のとおり」

理由

平成13年5月18日に施行された「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」により、都市計画区域における用途地域の指定のない区域（以下「白地地域」という。）内において、改正法の施行後3年以内に容積率制限、建ぺい率制限、道路斜線制限及び隣地斜線制限の数値（以下「容積率等」という。）を特定行政庁が帯広市都市計画審議会の議を経て定める必要があるため、帯広圏都市計画区域（帯広市）における白地地域内の容積率等を定めるものである。